

文教厚生常任委員会資料
2021年（令和3年）3月8日
福祉局高齢者総合支援室 福祉局生活支援室障害福祉課

議案第18号関連資料

明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定について

1 改正の目的

令和3年度の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬改定に向けた審議を踏まえ、指定居宅サービス等の事業・指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を改正する厚生労働省令が本年4月1日から施行されることとなったことから、介護・障害福祉サービス事業所等の基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 虐待防止対策の強化【共通事項】

利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、事業者に対して、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者の設置を義務付けることとします。

(2) 感染症対策の強化【共通事項】

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底する観点から、事業者に対して、感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施を義務付けることとします。

(3) 業務継続に向けた取組の強化【共通事項】

感染症や災害が発生した場合であっても、サービス利用者やその家族の生活を維持するため、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者に対して、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練の実施を義務付けることとします。

(4) その他

① 介護サービス事業所等（軽費、養護、特別養護老人ホームを除く）

- ・ 介護保険関連情報の活用にあつては、努めること
- ・ 栄養ケア・マネジメントの充実、口腔衛生管理を強化すること（介護老人福祉施設等の施設サービス） など

② 障害福祉サービス事業所等

- ・ 災害時における避難等の訓練を実施するにあつては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること
- ・ 療養介護計画等の作成にかかる会議におけるテレビ電話等を活用すること（療養介護、生活介護等） など

※ 改正内容の一部については、施行規則において省令に委任するものがあります。

3 改正する条例

(1) 高齢者総合支援室

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ② 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ③ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ④ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑤ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ⑥ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ⑦ 指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑧ 指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ⑨ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ⑩ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑪ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑫ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 障害福祉課

- ① 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ② 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ④ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑤ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑥ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑦ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑧ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑨ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

4 施行期日

令和3年4月1日